

## 広島県公安委員会公告第 22 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づき、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和 7 年 2 月 12 日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

### 1 開催会場及び日時

#### (1) 初心者猟銃等講習会

ア 会場：広島県警察本部大会議室（広島市中区基町 9 番 42 号）

番号	日 程	時 間
1	令和 7 年 8 月 22 日（金）	（開場・受付）午前 8 時 30 分～午前 9 時 （講習・考査）午前 9 時～午後 5 時
2	令和 7 年 10 月 20 日（月）	
3	令和 7 年 12 月 16 日（火）	
4	令和 8 年 2 月 12 日（木）	

イ 会場：広島県立総合体育館小会議室（広島市中区基町 4 番 1 号）

番号	日 程	時 間
1	令和 7 年 6 月 19 日（木）	（開場・受付）午前 8 時 30 分～午前 9 時 （講習・考査）午前 9 時～午後 5 時
2	令和 7 年 9 月 23 日（火・祝）	

#### (2) 経験者猟銃等講習会

ア 会場：広島県警察本部大会議室（広島市中区基町 9 番 42 号）

番号	日 程	時 間
1	令和 7 年 4 月 10 日（木）	（開場・受付）午後 0 時 30 分～午後 1 時 （講習）午後 1 時～午後 4 時
2	令和 7 年 8 月 29 日（金）	
3	令和 7 年 10 月 27 日（月）	
4	令和 7 年 12 月 8 日（月）	
5	令和 8 年 1 月 13 日（火）	
6	令和 8 年 2 月 19 日（木）	
7	令和 8 年 3 月 10 日（火）	

イ 会場：広島県立総合体育館小会議室（広島市中区基町 4 番 1 号）

番号	日 程	時 間
1	令和 7 年 5 月 22 日（木）	（開場・受付）午後 0 時 30 分～午後 1 時 （講習）午後 1 時～午後 4 時
2	令和 7 年 6 月 29 日（日）	
3	令和 7 年 7 月 15 日（火）	
4	令和 7 年 11 月 16 日（日）	

ウ 呉警察署（広島県呉市西中央二丁目 2 番 4 号）

番号	日 程	時 間
1	令和 7 年 6 月 24 日（火）	（開場・受付）午後 0 時 30 分～午後 1 時 （講習）午後 1 時～午後 4 時

エ 竹原警察署（広島県竹原市中央一丁目1番13号）

番号	日 程	時 間
1	令和7年9月11日（木）	（開場・受付）午後0時30分～午後1時 （講習）午後1時～午後4時
2	令和8年1月27日（火）	

オ 三次警察署（広島県三次市十日市中二丁目6番6号）

番号	日 程	時 間
1	令和7年4月8日（火）	（開場・受付）午後0時30分～午後1時 （講習）午後1時～午後4時
2	令和7年7月10日（木）	
3	令和7年9月25日（木）	
4	令和7年11月13日（木）	
5	令和8年1月22日（木）	

カ 広島県東部運転免許センター（広島県福山市瀬戸町山北54番地2）

番号	日 程	時 間
1	令和7年4月22日（火）	（開場・受付）午後0時30分～午後1時 （講習）午後1時～午後4時
2	令和7年6月5日（木）	
3	令和7年8月8日（金）	
4	令和7年10月14日（火）	
5	令和7年12月11日（木）	
6	令和8年3月5日（木）	

## 2 講習会の内容及び時間

講 習 内 容	講 習 時 間	
	初 心 者	経 験 者
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3 時 間	2 時 間
猟銃及び空気銃の使用・保管等の取扱い	2 時 間	1 時 間
考 査 等	2 時 間	
計	7 時 間	3 時 間

## 3 受講手続

- (1) 初心者猟銃等講習会の受講を希望する者は、講習会の開催日の20日前までに、経験者猟銃等講習会の受講を希望する者は、講習会の開催日の10日前までに、住所地を管轄する警察署に猟銃等講習受講申込書を提出すること。
- (2) 申込書には写真（提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付すること。
- (3) 申込書提出時に受講手数料（初心者6,900円、経験者3,000円）を納付すること。
- (4) 所定の期日に受講しなかった場合、既に提出された申込書、受講手数料は返還しない。
- (5) 感染症拡大防止、災害発生等の理由により、開催場所の変更又は開催を中止することがある。

## 4 講習会に関する問合せ先

広島県警察本部生活安全部生活安全総務課（電話（082）228-0110（代）内線3035～3037）又は各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課